

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて
(保険者向け)

「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」
(令和2年7月14日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・
医療課事務連絡。以後更新された場合には当該更新された直近のもの。以下「7月14
日付事務連絡」という。(別添))により、保険医療機関等における一部負担金、保
険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)
の支払いが困難な者の取扱いが示されたところですが、保険者における一部負担金等
の取扱いについては下記のとおりですので、特段のお取り計らいをお願いするととも
に、貴管内保険者に対する周知等よろしくお願いいたします。

また、7月14日付事務連絡の別紙1又は別紙2に記載されていない保険者であっ
て、当該保険者の被保険者に令和2年7月豪雨に係る災害救助法(昭和22年法律第
118号)の適用市町村に住所を有する被保険者がいるものにおかれては、当該被保険
者の実情を踏まえ、保険医療機関等における一部負担金等の支払いの猶予及び免除を
実施できないかご検討をお願いいたします。

記

- 1 7月14日付事務連絡に基づき、保険医療機関等において一部負担金等の支払い
を猶予され、費用の10割を審査支払機関へ請求された診療報酬請求書に係る一部
負担金については、国民健康保険にあっては「一部負担金の徴収猶予及び減免並び
に保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」(昭和34年3月30日付け保発
第21号厚生省保険局長通知)、後期高齢者医療制度にあっては「一部負担金の減
額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」(平成20年3
月24日付け保総発第0324005号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知)にかかわ
らず、被保険者からの申請を待つことなく保険者の判断により、免除することがで
きることにすること。
- 2 1に基づく一部負担金等の免除額については、保険者(市町村及び後期高齢者医
療広域連合に限る。)への特別調整交付金による財政支援を行う予定であること。
- 3 なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費に係る食事療
養及び生活療養に係るものを含む。)に係る標準負担額の取扱いについては、現行
どおりであること。